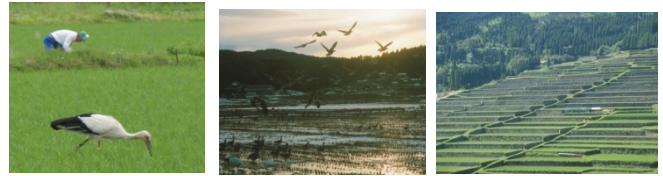


新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

農業・農村は、食料を安定的に供給する重要な機能に加え、水源のかん養や美しい景観・伝統文化の継承、国土保全への貢献しています。

こうした多面的機能の恩恵は、都市部に住む人々を含め、国民皆さんが受けることができます。



こうした機能や価値は、お金で買うことのできないものであり、農業・農村の持つ様々な価値を共有し、それを支えていくことが必要です。



- **国家の最も基本的な責務**として食料の安定供給を確保
- 食料・農業・農村政策を**日本の国家戦略**として位置付け
- 「**国民全体で農業・農村を支える社会の創造**」を明記

食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

新たな施策の基本的な方針

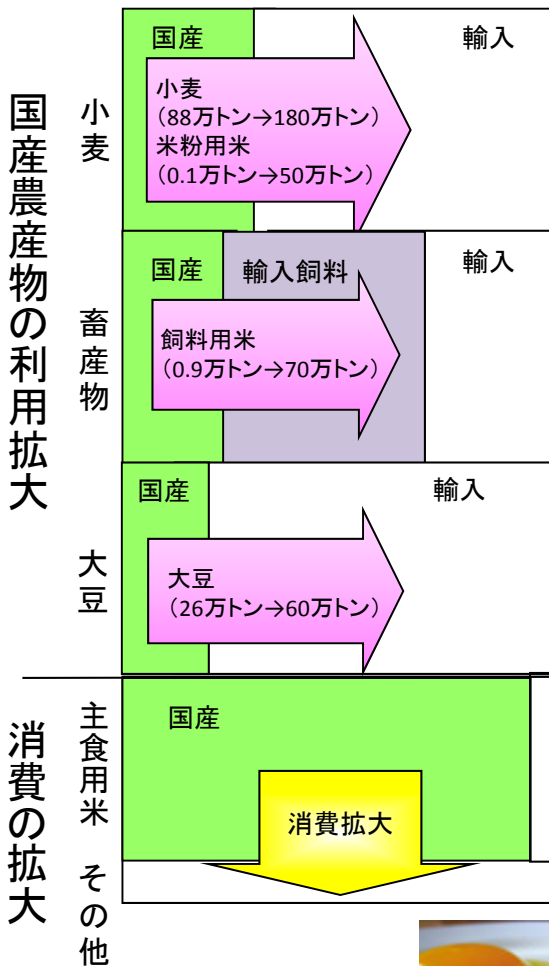
- 再生産可能な経営を確保
- 多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し
- 意欲ある多様な農業者を育成・確保
- 優良農地の確保と有効利用を実現
- 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化
- 安心を実感できる食生活の実現

食料自給率目標

初めて50%に引き上げ

世界の穀物等の需給は中長期的にひっ迫基調が見込まれる中で、今後の農政にとって、食料自給率を最大限向上させていくことは必要不可欠です。

このため、人口減少社会、高齢化社会が進展する中、我が国の水田をはじめとした生産資源を最大限活用するとともに、従来以上に消費者の理解を得ながら、需要に応じた生産を行い、輸入原料に依存する食品を国産原料に置き換えるなどの取組を通じ、食料自給率目標50%の達成を目指します。



関係者の最大限の努力と
政府の下支え

共通

- ・戸別所得補償制度の導入、農業・農村の6次産業化等

小麦

- ・パンなどの小麦製品について、国産小麦、米粉の使用割合を引上げ(1割→4割)

畜産物

- ・飼料自給率の向上(26%→38%)

大豆

- ・豆腐、納豆などについて、国産食用大豆の使用割合を引上げ(3割→6割)

主食用米

- ・朝食欠食1,700万人の改善等で米の消費拡大

その他

- ・輸出の促進(1兆円)
- ・油の摂りすぎの抑制



国産の飼料用米を飼料に使った卵。豚肉、鶏卵を中心に特色ある畜産物が生産されています。



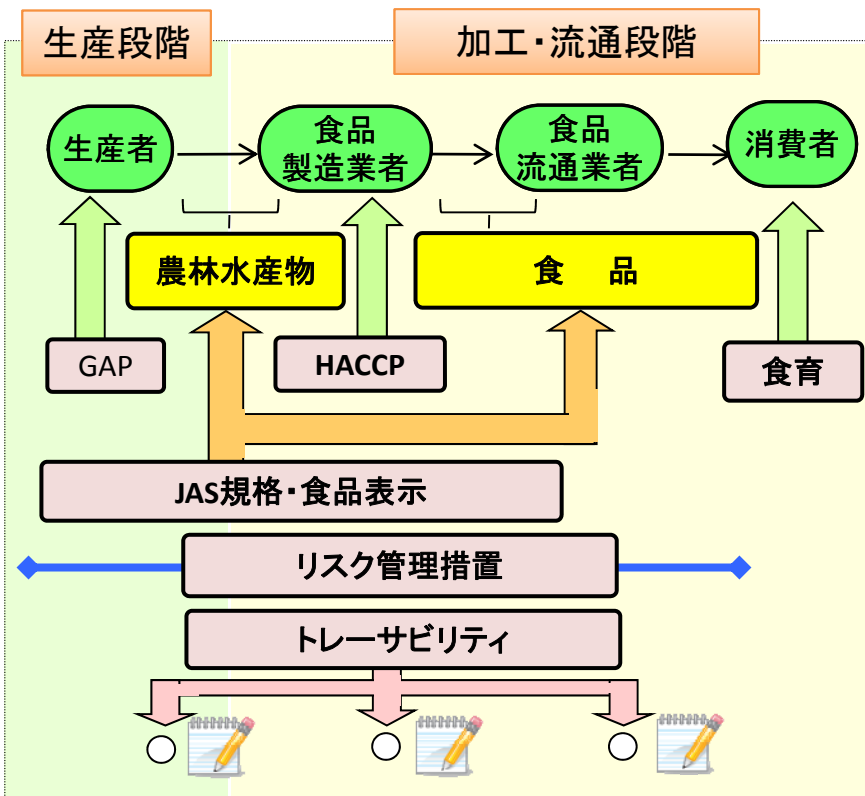
米粉を使用した製品。パンや麺など様々な食品への利用の可能性がります。

食料

食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全と消費者の信頼を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、食品の安全性向上やフードチェーンにおける取組(トレーサビリティ、GAP、HACCP)を拡大します。

また、加工食品の原料原産地表示の義務付けを着実に拡大するほか、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」の検討を行います。



①GAP

→産地における取組拡大と取組内容の高度化の推進

②HACCP

→中小規模層でも低コストで導入できる手法の構築・普及

③トレーサビリティ

→米穀等以外の飲食料品に対する義務付け等の検討

④食品表示

→加工食品における原料原産地表示の義務付け等を着実に拡大

食と農の結び付きの強化

食育や地産地消の推進など、国産農産物の生産と食生活の結び付きを強化します。



(企業による食育の取組)



(学校給食や社員食堂への地場農産物の利用)



農業

戸別所得補償制度の創設

平成22年度 戸別所得補償モデル対策 スタート!

「戸別所得補償制度」の創設により、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備します。これを土台に農業者の創意工夫による取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにします。

食料自給率の向上

- ・新鮮な農産物や高品質な食品の安定的な供給



多面的機能の維持

- ・空気・水・土壌の維持保全
- ・国土や自然環境の保全
- ・災害の防止



農業の持続的発展

意欲ある農業者が農業を継続して行える環境を整備
戸別所得補償制度の導入

6次産業化の取組等を後押し

集落営農の組織化

経営規模の拡大

経営の多角化・複合化



新規参入の促進等

多様な経営体の参入
新規就農の促進



競争力のある経営体が育成・確保される

農 村

農業・農村の6次産業化の推進

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる「資源」と食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進します。

農村に由来する様々な「資源」

- 農産物 
- バイオマス 
- 食品廃棄物 
- 林地残材 
- 自然エネルギー 
- 経験・知恵・風景  

農村の「資源」を活用し新たな事業に取り組もうとする「産業」

食品産業、観光、IT、エネルギー産業
化粧品・医薬製造業等

「資源」と「産業」を結びつけ活用

農業・農村の6次産業化

- 生産・加工・流通（販売）の一体化による付加価値の拡大
〔 農業者による取組（多角化、複合化等） 〕
- 農業と2次・3次産業との融合
〔 バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出、農商工連携の推進 再生可能エネルギー利用の推進 等 〕

連携・融合により、
新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による

農村地域の再生・活性化

農村の振興



都市と農村の交流や、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策などにより、集落機能の維持と地域資源・環境の保全を進めます。

また、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、都市農業振興のための取組を推進します。

このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 政策課

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111(代表)